

生徒・保護者の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症に関する県立学校における対応について

岡山県から、本県の感染状況が「ステージⅡ」に引き上げられたこと等を踏まえ、県立学校の行動基準が7月28日から「レベル2」に引き上げられるとの通知がありました。

夏季休業中ではありますが、学校の教育活動では、引き続き健康観察の実施・マスクの着用・教室等の換気・手洗いや消毒の実施等の感染症対策を行ってまいります。御家庭におかれましても、同様の感染症対策の励行をお願いします。

行動基準が「レベル2」に引き上げられたことに伴う変更点は次のとおりです。

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の目安のうち、「(4) 児童生徒等の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合」が再度適用されることとなります。

(参考)

新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安

- (1) 児童生徒等の感染が判明した場合
- (2) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- (3) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- (4) 児童生徒等の同居に発熱等の風邪の症状がみられる場合
(「地域の感染レベル」が2又は3の場合のみ適用)

出席停止とする期間は、上記(1)については、保健所等が指示する日まで

- (2) については、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間
- (3) (4) については、症状がみられなくなるまでとする。